



# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

平成31年2月26日

条例案の概要  
目次

議第 1 号	美濃加茂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について	1
議第 2 号	美濃加茂市人に優しいまちづくり基金条例について	7
議第 3 号	美濃加茂市犯罪被害者等支援条例について	10
議第 4 号	美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例について	15
議第 5 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	22
議第 6 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	23
議第 7 号	美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	24
議第 8 号	美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について	26
議第 9 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	27
議第 10 号	美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	28
議第 11 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	29
議第 12 号	美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例について	31
議第 13 号	美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	32
議第 14 号	美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について	33
議第 15 号	美濃加茂市ふれあいサロンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	34

〔議第 1 号〕

美濃加茂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について

【議案書：16頁】

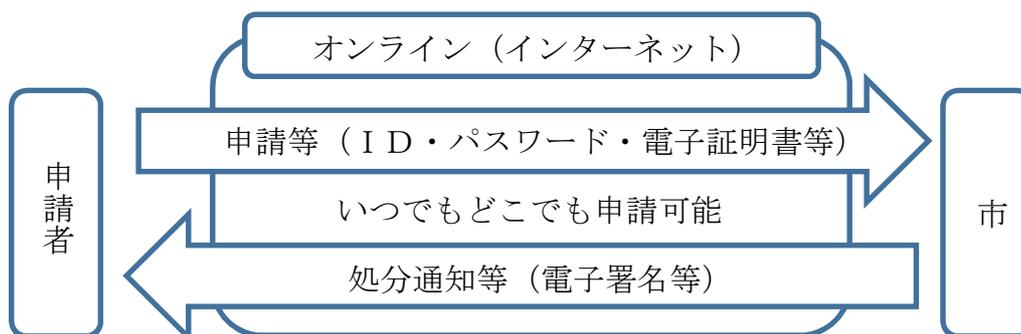
◎ 制定の趣旨

市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、インターネットの利用等オンライン技術により行うことができるようにするための基本事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とし、条例を制定するものです。

◎ 条例の概要

これまで申請、処分通知等の手続等については、書面で行ってきましたが、それに加えて、オンラインで手続等を行うことを可能とするものです。

また、書面で行ってきた縦覧についても、パソコンやタブレットを用いて縦覧することを可能とするものです。



※従来の書面等による手続等を全てオンラインに移行するものではなく、オンラインによる手続等も可能であるとする事で、申請者の利便性を向上させ、市の機関等の手続等の簡素化を図るものです。

※実際の運用に当たっては、情報システムの整備、電子署名の取扱い等関係例規の整備及びオンライン利用のできる手続等の整理が必要となります。

◎ 条例の構成

- 目的 (第1条関係)
- 定義 (第2条関係)
- 電子情報処理組織による申請等 (第3条関係)
- 電子情報処理組織による処分通知等 (第4条関係)
- 電磁的記録による縦覧等 (第5条関係)

- 電磁的記録による作成等（第6条関係）
- 手続等に係る情報システムの整備等（第7条関係）
- 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表（第8条関係）
- 委任（第9条関係）

**◎ 条例の施行期日**

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

条 項	内 容	ページ
第1条（目的）	<p>〔概 要〕</p> <p>条例の目的を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>○市民の利便性の向上</p> <p>これまでの窓口申請等に加え、オンラインによる申請等も可能にすることで、インターネット等に接続できる端末から、いつでもどこでも申請等ができるようになります。</p> <p>○行政運営の簡素化及び効率化</p> <p>処分通知等を可能とすることで、業務スピードの格段な迅速化が期待されます。また、将来的にはペーパーレス化や業務見直しにより、添付資料の削減や複数の部署に対する申請等の集約化が期待されます。</p>	16
第2条（定義）	<p>〔概 要〕</p> <p>条例で使用する用語の定義を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>規定に当たっては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）を参考にしています。</p> <p>(1) 条例等とは、市の条例や市の規則（委員会の規程、議会の規程及び企業管理規程を含む。以下同じ。）のほか、市が権限移譲を受けている県の条例や県の規則のことをいいます。</p> <p>(2) 市の機関等とは、地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される市や市の執行機関に、議会、公営企業（上下水道課）及び指定管理者を加えたものをいいます。市の執行機関以外を含めることで、条例等で議会等が実施機関に含まれている手続をオンライン化の対象とする際に、市の執行機関と同一の取扱いとすることができます。</p>	16

	<p>(3) 書面等とは、人が直接認識できる情報が記された紙などのことをいいます。</p> <p>(4) 署名等とは、書面等に氏名などを記載したり押印することをいいます。</p> <p>(5) 電磁的記録とは、人が直接認識できない記録であり、パソコン等（サーバーを含む。以下同じ。）の情報処理に用いる媒体に記録されるものをいいます。記録を確認するためには再生機器が必要となります。</p> <p>(6) 申請等とは、申請や届出など市民や事業者が市の機関等に対し行う通知のことをいいます。</p> <p>(7) 処分通知等とは、決定通知等市の機関等が特定の市民や事業者に対し行う通知のことをいいます。不特定の者に行うものについては、オンラインでの通知を受けられる者と受けられない者との間で差ができてしまい、不公平となってしまうおそれがあるため除外しています。</p> <p>(8) 縦覧等とは、規定に基づき市の機関等が書面等に記録されている事項を縦覧や閲覧することをいいます。</p> <p>(9) 作成等とは、規定に基づき市の機関等が書面等や電磁的記録を作成又は保存することをいいます。</p> <p>(10) 手続等とは、申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等のことをいいます。</p> <p>(11) 電子情報処理組織とは、パソコン等がインターネット等を介し、別のパソコン等と接続されているものをいいます。</p>	
<p>第3条（電子情報処理組織による申請等）</p>	<p>〔概要〕 オンラインによる申請等について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 条例等において書面等で申請等を行うことと定められている場合においても、規則で別に定めることによって、従来の書面等の申請等に加え、オンラインによる申請等も可能になります（施行時点では全ての申請等をオンライン化することはできないため、可能なものを別に定めることで柔軟な対応ができるようにしています。）。</p> <p>2 オンラインによる申請等が行われた場合に、その申請等が書面等で行う申請等と同等のものとみなし、条例等の規定を適用することとしています。</p>	<p>17</p>

	<p>3 オンラインで行われた申請等は、市の機関等のパソコン等のファイルに記録された時点で申請等がなされたとするものです。オンラインでなされる申請等は書面等と異なり有体物でないため、申請者と市の機関等との間で到達時点を明確にし、共通に認識しておく必要があるために規定しています。</p> <p>4 条例等で署名等が必要な申請等については、規則で別に定める申請者を確認できる方法（ID・パスワード・電子証明書等）に代えることができますとしています。</p>	
<p>第4条（電子情報処理組織による処分通知等）</p>	<p>[概要] オンラインによる処分通知等について規定するものです。</p> <p>[内容]</p> <p>1 条例等において書面等で処分通知等を行うことと定められている場合においても、規則で別に定めることによって、従来の書面等の処分通知等に加え、オンラインによる処分通知等も可能になります（施行時点では全ての処分通知等をオンライン化することはできないため、可能なものを別に定めることで柔軟な対応ができるようにしています。）。</p> <p>2 オンラインによる処分通知等が行われた場合に、その処分通知等が書面等で行う処分通知等と同等のものとみなし、条例等の規定を適用することとしています。</p> <p>3 オンラインで行われた処分通知等は、通知を受ける者のパソコン等のファイルに記録された時点で処分通知等がなされたとするものです。オンラインでなされる処分通知等は書面等と異なり有体物でないため、市の機関等と通知を受ける者との間で到達時点を明確にし、共通に認識しておく必要があるために規定しています。</p> <p>4 条例等で署名等が必要な処分通知等については、規則で別に定める市の機関等と確認できる方法（電子署名等）に代えることができますとしています。</p>	<p>17</p>
<p>第5条（電磁的記録による縦覧等）</p>	<p>[概要] 電磁的記録による縦覧等について規定するものです。</p> <p>[内容]</p> <p>1 条例等において書面等で縦覧等を行うことと定められている場合においても、規則で別に定めることによって、書面等に代わり、電磁的記録の再生機器の画面又はその画面を印刷した書類での縦覧等が可能になります。申請等や処分通知等と異な</p>	<p>18</p>

	<p>り、併せて書面等による縦覧等を行う必要性が乏しいものと考えられるため、併用する必要がないものとしています。</p> <p>2 電磁的記録による縦覧等が行われた場合に、その縦覧等が書面等で行う縦覧等と同等のものとし、条例等の規定を適用することとしています。</p>	
第6条（電磁的記録による作成等）	<p>〔概要〕</p> <p>電磁的記録による作成等について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 条例等において書面等で作成等を行うことと定められている場合においても、規則で別に定めることによつて、書面等に代わり、電磁的記録での作成等が可能となります。申請等や処分通知等と異なり、併せて書面等による作成等を行う必要性が乏しいものと考えられるため、併用する必要がないものとしています。</p> <p>2 電磁的記録による作成等が行われた場合に、その作成等が書面等で行う作成等と同等のものとし、条例等の規定を適用することとしています。</p> <p>3 条例等で署名等が書面等に必要とされているものについては、規則で別に定める市の機関等と確認できる方法（電子署名等）に代えることができることとしています。</p>	18
第7条（手続等に係る情報システムの整備等）	<p>〔概要〕</p> <p>手続等に係る情報システムの整備について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 市は手続等のオンライン化を推進することについて、必要な情報システム整備を行う努力をするよう規定しています。</p> <p>2 市は情報システムの整備に当たっては、情報管理等についてセキュリティの強化などに向け努力するよう規定しています。具体的には、個人情報の適正な取扱いの確保に努め、技術の進歩に合わせ、より安全で信頼性の高い情報システムを整備していくことが期待されます。</p> <p>3 市はオンライン化の推進において、手続等の合理化、簡素化に向け努力するよう規定しています。異なる手続等での添付書類の共通利用や不要な項目の排除等、全ての手続等関係業務についての見直しが期待されます。</p>	18
第8条（手続等に係る電子	<p>〔概要〕</p> <p>手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表に</p>	19

<p>情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p>	<p>ついて規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>オンライン利用可能な手続等及びその手続等を利用した件数について、少なくとも年度に1回はインターネット等を用い公表するよう、法第11条に規定されています。これは、様々な手続等がある中で、どの手続等がオンライン化されているのか、いつからオンライン化されているかがわからないため、定期的に市民に公表し、利便性を高め不透明さを回避することを目的としています。</p>	
<p>第9条(委任)</p>	<p>〔概 要〕</p> <p>規則への委任について規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>条例で定めていない詳細な事項について、規則により定めることとしています。特に条文中の「規則で定める」としたオンライン化対象手続等や電子署名等について、規則で定める必要があると想定しています。</p>	<p>19</p>
<p>附則</p>	<p>〔概 要〕</p> <p>条例の施行期日を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行します。条例の施行日以降で関係例規及び情報システムが整い次第、オンラインによる手続等が可能となります。</p>	<p>19</p>

◎ 制定の趣旨

このほど、「分かち合い」や「おもてなし」の精神に基づいた人に優しいまちづくりを実現してほしいと大いなる善意（寄附）がありました。

こうした寄附を市民による自治の仕組みの中で大きな要素の一つとして捉え、寄附された寄附金を適正に管理し、効果的に運用するための基金の設置に関し、地方自治法第241条の規定に基づき条例を定めるものです。

◎ 条例の概要

美濃加茂市人に優しいまちづくり基金の設置に関して、必要な事項を定めま

す。

◎ 条例の構成

- 設置（第1条関係）
- 事業の区分（第2条関係）
- 積立て（第3条関係）
- 管理（第4条関係）
- 運用益金の処理（第5条関係）
- 繰替運用（第6条関係）
- 処分（第7条関係）
- 委任（第8条関係）

◎ 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

条 項	内 容	ページ
第1条（設置）	<p>〔概 要〕</p> <p>美濃加茂市人に優しいまちづくり基金の設置に関して必要な事項を定めることを目的として規定します。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>分かち合い及びおもてなしの精神に基づいた人に優しいまちづくりを推進するために寄せられた寄附金（以下「寄附金」という。）を適正に管理し、寄附者の意向を反映した事業に効果的に運用するため、美濃加茂市人に優しいまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	20
第2条（事業の区分）	<p>〔概 要〕</p> <p>第1条に示す寄附者の意向を具体化するため、基金を用いて実施する事業を定めています。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>寄附金を財源として実施する事業は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れる場所の整備に関する事業</li> <li>(2) 賑わいのあるまちづくりの推進に関する事業</li> <li>(3) 人に優しいまちづくりの推進に関する事業</li> <li>(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める事業</li> </ol>	20
第3条（積立て）	<p>〔概 要〕</p> <p>基金として積み立てる額は、寄附金の額を上限として当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とすることを規定します。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>基金として積み立てる額は、寄附金の額の範囲内において当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とする。</p>	20
第4条（管理）	<p>〔概 要〕</p> <p>地方自治法第241条第2項の規定に基づき、確実かつ効率的に運用できる旨を規定しています。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>1 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も</p>	20

	<p>确实かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を确实かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>	
第5条（運用益金の処理）	<p>〔概要〕</p> <p>地方自治法第241条第4項の規定に基づき、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上する旨を規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>	20
第6条（繰替運用）	<p>〔概要〕</p> <p>基金の繰替運用について規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	21
第7条（処分）	<p>〔概要〕</p> <p>法第241条第3項の規定に基づき、第2条各号に規定する事業に要する財源に充てる場合に限って基金を処分することができる旨を規定しています。</p> <p>〔内容〕</p> <p>基金は、第2条各号に規定する事業に要する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	21
第8条（委任）	<p>〔概要〕</p> <p>基金の管理及び処分に関し必要な事項は、この条例に定めるほか、規則以下で定めることを規定しています。</p> <p>〔内容〕</p> <p>この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	21
附則	<p>〔概要〕</p> <p>条例の施行期日を規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>この条例は、公布の日から施行します。</p>	21

◎ 制定の趣旨

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

本条例は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために、市、市民及び事業者の責務を明確にするとともに、犯罪被害者等のための総合的な施策を推進するもので、犯罪被害者等の心に寄り添い、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

◎ 条例の概要

犯罪被害者等の支援等に関し、市、市民及び事業者の責務をそれぞれ明確にするとともに、関係機関等と連携して、相談及び情報提供並びに経済的な負担の軽減等必要な施策を行います。

◎ 条例の構成

- 目的（第1条関係）
- 定義（第2条関係）
- 市の責務（第3条関係）
- 市民の責務（第4条関係）
- 事業者の責務（第5条関係）
- 相談及び情報の提供等（第6条関係）
- 経済的負担の軽減（第7条関係）
- 人材の育成等（第8条関係）
- 市民及び事業者の理解の増進等（第9条関係）
- 民間支援団体等に対する支援（第10条関係）
- 委任（第11条関係）

◎ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

条 項	内 容	ページ
第1条（目的）	<p>〔概 要〕 本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。</p> <p>〔内 容〕 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために、市、市民及び事業者の責務を明確にするるとともに、犯罪被害者等のための総合的な施策を推進するものです。</p> <p>法に定める基本理念を実現するために、条例の制定は、市としての意思を住民の皆様にも明確に示すとともに、市民に対し、犯罪被害者等及びその支援について関心を喚起し、幅広い参加を促し、市としても条例に基づいて犯罪被害者等のための施策を行う姿勢を示し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。</p>	22
第2条（定義）	<p>〔概 要〕 本条例における用語の定義を規定したものです。</p> <p>〔内 容〕 第1号の「犯罪等」とは、犯罪被害者等基本法第2条第1項と同様に犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。</p> <p>第2号の「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であって、市内に居住するものをいいます。犯罪被害者等基本法第2条第2項と同様に犯罪被害者本人だけでなく、家族及び遺族も含めています。条例における市の責任範囲を明確にする趣旨で、市内に居住する者に限定しています。</p> <p>第3号の「二次的被害」とは、犯罪被害者等が、ひぼう中傷又は報道等により正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいいます。犯罪被害者等にとって、二次的被害の苦しみは極めて大きいので、二次的被害について明記することで、その存在を知らしめ、予防効果も期待します。犯罪被害者等が受ける被害は、加害者のみならず、第三者の行為によっても生じうるものであることを明確にしています。</p>	22

	<p>第4号の「市民」とは、市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいいます。</p> <p>第5号の「事業者」とは、犯罪被害者等を雇用する市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいいます。</p> <p>第6号の「関係機関等」とは、国、岐阜県、岐阜県警察本部その他の関係機関及び犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものをいいます。</p>	
第3条（市の責務）	<p>〔概要〕</p> <p>犯罪被害者等への支援に関し、市の責務について規定したものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>市は犯罪被害者等に対する途切れない支援のため、犯罪被害者等基本法第3条にのっとり、関係機関等がお互いに連携して支援する総合的な体制を整えることを規定するものです。</p>	22
第4条（市民の責務）	<p>〔概要〕</p> <p>犯罪被害者等への支援に関し、市民の責務について規定したものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>犯罪被害者等は、地域に生活する一市民であり、その支援を実効的なものとするためには、地域の市民の協力が必要不可欠です。また、犯罪被害者等は、事件による直接の被害だけでなく、周囲の人の無理解等によって二次的被害を受ける場合があることがわかっています。そのため、市だけではなく、犯罪被害者等を取り巻く市民に対して二次的被害の発生防止に努めるなど理解を深めていただき、市や関係機関等が実施する施策に協力することを規定するものです。</p>	23
第5条（事業者の責務）	<p>〔概要〕</p> <p>犯罪被害者等への支援に関し、事業者の責務について規定したものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>市や関係機関等が実施する施策に協力すること。ま</p>	23

	た、犯罪被害者等が被害に係る刑事手続、損害賠償請求等の手続（民事）に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めることを規定するものです。	
第6条（相談及び情報の提供等）	<p>〔概要〕 市が犯罪被害者等に対し相談及び情報の提供等を行うことについて規定したものです。</p> <p>〔内容〕 犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談及び情報の提供等を実施することを規定するものです。</p>	23
第7条（経済的負担の軽減）	<p>〔概要〕 市が犯罪被害者等に経済的負担の軽減を図ることを規定したものです。</p> <p>〔内容〕 犯罪被害者等は、犯罪等による身体的、精神的被害だけでなく、医療費や引っ越しを余儀なくされる等の経済的負担が発生したり、就労が困難になる等して、日常生活にも支障をきたしたりすることがあります。そのような状況の中、犯罪被害者等の多くは、様々な制度に関する情報が伝わっていないため、結果として必要な支援が受けられずにいることが推測されます。そのため、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために必要な施策や助成制度について、市が情報提供などを講ずることを規定するものです。</p>	23
第8条（人材の育成等）	<p>〔概要〕 市が犯罪被害者等の支援を担う人材を育成することを規定したものです。</p> <p>〔内容〕 犯罪被害者等へは、被害直後から総合的かつ計画的な支援が必要です。適切な相談対応、助言、支援を行うためには、犯罪被害についての専門的人材の育成が重要であり、研修等を通じ、正確な知識や情報を修得するとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性を理解することが必要であるため、市の職員、民間支援団体その他関係者等に対し、市が研修の実施等の施策を講ず</p>	23

	ることを規定するものです。	
第9条（市民及び事業者の理解の増進等）	<p>〔概要〕</p> <p>市民及び事業者が犯罪被害者等の支援について理解ができるよう、市が広報及び啓発を行うことを規定したものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>犯罪被害者等の支援や二次的被害防止のためには、市民及び事業者が犯罪被害者等についての理解を深めることが重要です。そのためには、市が市民及び事業者に対し、犯罪被害者等に関する情報の提供、啓発活動、教育の充実等を行うことを規定するものです。</p>	23
第10条（民間支援団体等に対する支援）	<p>〔概要〕</p> <p>民間支援団体等が犯罪被害者等の支援を推進できるよう、市が必要な施策を行うことを規定したものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>犯罪被害者等基本法第22条（民間の団体に対する援助）に基づくものです。民間支援団体等が犯罪被害者等の支援に果たす役割の重要性にかんがみ、民間支援団体等への支援について、市が必要な施策を講ずることを規定するものです。</p>	23
第11条（委任）	<p>〔概要〕</p> <p>この条例に規定されている事項の他に、本条例の施行に関し必要な事項がある場合、別に定めることを規定するものです。</p>	23
附則	<p>〔概要〕</p> <p>条例の施行期日を規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行します。</p>	23

◎ 制定の趣旨

防犯カメラについては、設置が犯罪の予防につながることや犯罪の解決に役立つことなど、その効果は一般に認められており、金融機関、商業施設など様々な施設に設置されています。

しかし、その効果が認知される一方で、防犯カメラにより個人の権利利益が侵害されていると感じる人もおり、その設置や運用については、撮影される人へ十分に配慮する必要があります。

このようなことを背景として、本市では、その有用性を認識しつつ、公共の場所に向けて設置した防犯カメラの設置及び運用に当たって設置者等の責務を明らかにして、市民等の権利利益の保護を図り、安全で安心して暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的として、条例を制定するものです。

◎ 条例の概要

公共の場所に向けて防犯カメラを設置し、又は運用する者は、基本原則に基づき適切な措置を講じなければならないこととします。

また、自治会、商店会等が設置する場合については、設置運用基準の策定や届出などの責務を負うものとし、違反行為が確認できた場合には、違反行為を是正し、適切に行うよう指導、勧告又は公表することができることとします。

◎ 条例の構成

- 目的（第 1 条関係）
- 定義（第 2 条関係）
- 基本原則（第 3 条関係）
- 設置運用基準（第 4 条関係）
- 届出義務者等の責務（第 5 条関係）
- 設置者等の責務（第 6 条関係）
- 画像データの適正な取扱い（第 7 条関係）
- 目的外利用及び外部提供の制限（第 8 条関係）
- 画像データの開示（第 9 条関係）
- 報告（第 10 条関係）
- 指導及び勧告（第 11 条関係）
- 公表（第 12 条関係）
- 苦情への対応（第 13 条関係）

- 市等が設置した防犯カメラの画像データの取扱い（第14条関係）
- 委任（第15条関係）

◎ 施行期日等

- この条例は、平成31年4月1日から施行します。
- この条例の施行の際現に防犯カメラを設置しているもので第4条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当するものは、この条例の施行の日から起算して3月以内に市長に届け出なければならないこと、この届出がなされるまでの間は第5条から第13条までの規定を適用しないことを規定するものです。

条 項	内 容	ページ
第1条（目的）	<p>〔概 要〕</p> <p>本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な管理を行い、市民等の権利利益を保護するとともに、市民等が安全で安心して暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的としています。</p>	24
第2条（定義）	<p>〔概 要〕</p> <p>本条例における用語の定義を規定したものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>第1号の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、鉄道の駅の自由通路、公の施設、市の庁舎等の事務所をいいます。</p> <p>第2号の「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために固定して設置する撮影装置で、録画装置を備えるものをいいます。</p> <p>第3号の「市民等」とは、美濃加茂市に居住、滞在、又は美濃加茂市を通過する者をいいます。</p> <p>第4号の「画像データ」とは、防犯カメラにより撮影された画像で、記録媒体に記録されたもののうち、特定の個人を識別することができるものをいいます。</p>	24
第3条（基本原	〔概 要〕	24

<p>則)</p>	<p>防犯カメラを設置及び運用する上での基本原則について規定したものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>「市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有すること」は重要な権利のひとつであることから、公共の場所に向けての防犯カメラの設置及び運用については、特に慎重に取り扱わなければならないことを規定しています。</p>	
<p>第4条(設置運用基準)</p>	<p>〔概 要〕</p> <p>防犯カメラを設置しようとするもののうち特定のものについて設置運用基準の策定や市への届出などの責務を規定したものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>設置運用基準の策定や市への届出などの責務を課す対象者を、市(市は、届出の対象から除いています。)、指定管理者、自治会、商店会、鉄道事業者等と規定しています。</p>	<p>24</p>
<p>第5条(届出義務者等の責務)</p>	<p>〔概 要〕</p> <p>届出義務者等について遵守すべき責務を規定したものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>第1項第1号と第2号の防犯カメラ設置台数や撮影範囲については、設置目的を達成するため必要最小限の範囲にとどめ、必要以上に拡大しないよう規定しています。</p> <p>第3号では、設置者は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラの管理及び運用に係る責任者(「管理責任者」といいます。)を設置するよう規定しています。管理責任者とは、設置者の組織における警備責任者など、防犯上必要な業務を適切に遂行できる地位にあり、防犯カメラの管理及び運用を行う者をいいます。</p> <p>第4号では、設置者が防犯カメラの管理及び運用について、第三者に委託して行わせる場合には、受託者に対してもこの条例の規定を遵守させるよう規定しています。</p> <p>第2項では、防犯カメラを設置する際には、目的に照らし設置する場所と撮影範囲等について十分検討し、設</p>	<p>25</p>

	<p>置者は撮影対象区域内又はその周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を分かりやすく表示するよう規定しています。</p> <p>第3項では、防犯カメラを廃止したときの手続について規定しています。</p>	
第6条（設置者等の責務）	<p>〔概要〕 防犯カメラの運用について、設置者等の責務を規定したものです。</p> <p>〔内容〕 第1項では、設置者だけでなく防犯カメラの運用に関わる者全てが適正な運用を図り、設置運用基準を遵守するよう規定しています。</p> <p>第2項では、防犯カメラで撮影した画像データには多数の市民等の情報が含まれており、当該画像データから知り得た市民等の情報の漏えいがあるてはならないことから、情報の漏えいや不当な目的での使用を禁ずることを規定しています。</p>	25
第7条（画像データの適正な取扱い）	<p>〔概要〕 画像データの適切な取扱方法について規定したものです。</p> <p>〔内容〕 画像データには多くの個人情報が含まれていることから、その取扱いは慎重を期すべきです。また、媒体の小型化や記録容量の増大、画像のデジタル化、ネットワークの多様化などが進んでおり、画像データの持ち出しや複製が容易な状況になっていることから、画像データ及び記録媒体については、個々の状況に応じて、厳重な取扱いをしなければならないことを規定しています。</p>	25
第8条（目的外利用及び外部提供の制限）	<p>〔概要〕 画像データの目的外利用及び外部提供の取扱いについての制限を規定したものです。</p> <p>〔内容〕 第1項・第2項では、設置者は、原則として、画像データについて目的の範囲を超えた利用（「目的外利用」といいます。）や第三者に提供（「外部提供」といいます。）をしてはいけないことを規定しています。</p>	26

	<p>ただし、以下の3つの場合に限り、例外的に目的外利用又は外部提供ができることとします。</p> <p>(1) 本人の同意がある場合</p> <p>(2) 法令に基づく場合</p> <p>(3) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</p> <p>第3項では、外部提供をするときは、設置者が外部提供を受けるものに対し、外部提供に係る画像データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めることを規定しています。</p>	
第9条(画像データの開示)	<p>〔概要〕</p> <p>本人からの自己データ開示について規定したものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>設置者及び管理責任者は、本人から自己の画像データ開示請求があった場合は、本人以外の者の権利利益を侵害しない範囲で、開示に配慮するよう規定しています。</p>	26
第10条(報告)	<p>〔概要〕</p> <p>設置者からの報告について規定したものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>市長は、必要に応じて(例えば、この条例趣旨に反して不必要と思われる防犯カメラの設置や公共場所に向けて設置されていない情報がよせられた場合などです。)設置者に対し、防犯カメラの設置及び運用について報告を求めることができることを規定しています。</p>	26
第11条(指導及び勧告)	<p>〔概要〕</p> <p>違反行為に関する市の対応について規定しています。</p> <p>〔内容〕</p> <p>市長は、違反行為が確認できた場合には、違反行為を是正し、適切な設置及び運用を行うよう指導することができることとしています。また、この指導に従わない場合は、勧告を行い、さらに従わない場合には、その事実を市民等に情報提供するため、市役所掲示場、市報、市ホームページ等で公表することが出来ることを規定して</p>	26

	います。なお、公表する場合には、事前に意見陳述の機会を設けることも規定しています。	
第13条(苦情への対応)	<p>〔概要〕 市民等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情の対応について規定しています。</p> <p>〔内容〕 市民等からの苦情については、まず設置者が必要な措置を講ずることとしています。また、市長は、市民等の権利利益の保護を図るため、設置者の苦情の対応に対し不服がある場合は、市民等は、市に対しても苦情の申出ができることとしています。その場合、市長は、事実の確認に努め、当該苦情の趣旨に理由があると認めるときは、速やかに適切な対応をしなければならないことを規定しています。</p>	27
第14条(市等が設置した防犯カメラの画像データの取扱い)	<p>〔概要〕 市及び指定管理者が設置した防犯カメラの画像データ取扱いについて規定しています。</p> <p>〔内容〕 市や指定管理者が設置した防犯カメラの画像データについては、市の所有する個人情報として美濃加茂市個人情報保護条例が適用されることにより適正な取扱いを行うことを規定しています。</p>	27
第15(委任)	<p>〔概要〕 この条例に規定されている事項の他に、本条例の施行に関し必要な事項がある場合、別に定めることを規定したものです。</p>	27
附則第1項(施行期日)	<p>〔概要〕 条例の施行期日を規定するものです。</p> <p>〔内容〕 この条例は、平成31年4月1日から施行します。</p>	27
附則第2項及び第3項(経過措置)	<p>〔概要〕 この条例の施行の際現に防犯カメラを設置しているものについての取扱いを規定するものです。</p> <p>〔内容〕 この条例の施行の際現に防犯カメラを設置しているもので第4条第1項第2号から第6号までのいずれかに該</p>	27

	<p>当するものは、この条例の施行の日から起算して3月以内に、市長に届け出なければならないことを規定したものです。</p> <p>また、上記の届出がなされるまでの間は、第5条から第13条までの規定を適用しない旨を規定したものです。</p>	
--	---	--

〔議第 5 号〕

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：28頁】

◎ 改正の概要

- ・「美濃加茂市文化会館のあり方検討委員会」について、その役割を終えたため廃止するものです。
- ・平成31年度に教育振興基本計画（所管：学校教育課）の策定にとりかかるに当たり、学識経験者等の意見を取り入れるために「美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会」を附属機関として設置するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 美濃加茂市文化会館のあり方検討委員会の廃止（別表関係）

別表から美濃加茂市文化会館のあり方検討委員会の項目を削ります。

○ 美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会の設置（別表関係）

別表に美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会の項目を追加します。

所掌事務	教育振興基本計画に関すること。
委員の構成	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体の代表者等
委員の定数	16人以内
委員の任期	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

◎ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

〔議第6号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：30頁】

◎ 改正の概要

附属機関の会議等が長時間となった場合にも対応できるように、非常勤の特別職職員の報酬を見直すため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

別表（第2条、第5条関係）

○非常勤特別職職員の報酬の見直し

変更前：日額5,500円（2時間未満の場合は、3,000円）

変更後：日額11,000円（2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円）

※美濃加茂市予防接種健康被害調査委員会委員については、日額16,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は8,000円、2時間未満の場合は4,000円）

○育児支援訪問員の報酬の見直し

変更前：時間額830円

変更後：時間額850円

○美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会委員の報酬を新設

教育委員会の附属機関として新設する美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会の委員の報酬を次のとおり定めます。

日額11,000円（2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円）

○美濃加茂市文化会館のあり方検討委員会の廃止

美濃加茂市文化会館のあり方検討委員会の廃止に伴い、項目を削ります。

◎ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)
条例改正に影響する施行日	平成31年4月1日
改正された法令	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)
条例改正に影響する条	第10条

○ 条例改正趣旨

平成29年地方分権改革に関する募集提案を受け、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されました。

この改正により、災害援護資金の貸付利率を市町村が条例により定めることとされ、関連して災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、償還方法の規定も変更されたため、必要な改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 災害援護資金の貸付利率と償還方法の変更(第14条、第15条関係)

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に基づき、災害援護資金の貸付利率を3パーセント以内とし、規則で定める率として保証人の有無によって具体的な貸付利率を規定します。なお、保証人がある場合は、無利子とし、保証人がない場合は1.5パーセントとします。

利率は、平成23年5月2日社援発0502第1号による厚生労働省社会・援護局長通知による東日本大震災に対する災害援護資金の利率や生活福祉資金の貸付利率と同率とし、同様な福祉的貸付制度に合わせます。

また、償還方法について、現在は年賦償還又は半年賦償還のみであるものに、月賦償還を追加します。

◎ **施行期日等**

- この条例は、平成31年4月1日から施行します。
- 経過措置として、この条例による改正後の第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によるものとします。

〔議第 8 号〕

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について

【議案書：41頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）
条例改正に影響する施行日	平成29年6月15日
改正された法令	都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）
条例改正に影響する条	第8条第1項

○ 条例改正趣旨

社会情勢の変化等に対応した公園緑地行政を目的とし、都市公園法施行令の一部が改正されました。

この改正により、都市公園に設ける運動施設の敷地面積総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限が、当該都市公園を設置する地方自治体の条例で定めた割合とする形に改められたことに対応するため、一部改正をするものです。

◎ 改正の主な内容

○ 公園施設に関する制限（第1条の6関係）

都市公園法施行令第8条第1項の改正に基づき、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を定めるものです。

なお、その上限は国の設置する都市公園の基準を参酌して、100分の50とします。

◎ 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 9 号〕

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：42頁】

◎ **改正の概要**

働き方改革に伴う民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限等を定めることができるように所要の改正を行うものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **正規の勤務時間以外の時間における勤務（第 8 条関係）**

第 3 項を新設し、超過勤務命令の上限等を国家公務員等の状況を加味し、規則で設定できるように改正します。

◎ **施行期日**

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

◎ 改正の概要

本市では、法務局にある公図（字絵図）とは別に、固定資産税を課税する参考資料として、航空写真等の現況から「土地地番図」を作成しています。

「土地地番図」については、これまで美濃加茂市情報公開条例に基づいて公開請求があった場合にのみ公開をしていました。これを美濃加茂市手数料条例にその閲覧及び写しの交付を規定することで請求者の利便性を向上し、及び事務手続を簡略化するために、条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 「土地地番図」の閲覧及び写しの交付（別表）

「土地地番図」の閲覧及び写しの交付について次の項目を別表に追加します。

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	金額
各種証明等に関する事務（1の項から7の項までに掲げる事務に関するものを除く。）	3 土地地番図の閲覧及び写しの交付	土地地番図の閲覧 (縮尺 1/1000)	1 筆又は 1 枚につき (紙媒体/A3判)	200円
		土地地番図の写しの交付 (縮尺 1/1000)	1 筆又は 1 枚につき (紙媒体/A3判)	300円
		土地地番図の写しの交付	市全域 (電磁的記録媒体)	25万円

◎ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

## ◎ 改正の概要

## ○ 法改正情報

公布された法令	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第15号）
条例改正に影響する施行日	平成31年4月1日
改正された法令	国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）
条例改正に影響する条	第29条、附則第4条

## ○ 条例改正趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第15号）が平成31年1月25日に公布され、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、必要な条例改正を行うものです。

## ◎ 改正の主な内容

## ○ 賦課限度額の引き上げ（第20条、第32条関係）

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げます。

所得の高い世帯の負担が増え、中間所得層の世帯の負担が減ることになります。

## ○ 軽減判定所得基準（第32条関係）

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げます。

軽減に該当する世帯が増えるため、所得の低い世帯の負担が減ることになります。

## ◎ 施行期日等

○ この条例は、平成31年4月1日から施行します。

- 経過措置として、この条例による改正後の規定は、平成31年度の保険料から適用し、平成30年度までの保険料は従前の例によるものとします。

〔議第 1 2 号〕

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：49頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）
条例改正に影響する施行日	平成30年4月1日
改正される法令	建築基準法（昭和25年法律第201号）
条例改正に影響する条	別表第2

○ 条例改正趣旨

都市緑地法等の一部を改正する法律により建築基準法が改正され、特定用途制限地域内の建築物について制限を設けている本条例において項ずれが生じたため、その解消のために必要な改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 法改正による項ずれの解消（別表第2関係）

法別表第2が改正されたことにより発生した項ずれを解消するために所要の改正を行うものです。

◎ 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 13 号〕

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：51頁】

◎ 改正の概要

本市の森林公園である「みのかも健康の森」園内に設置したワイヤー遊具の本格稼働を実施するため、別表にワイヤー遊具利用料金項目を追加するものです。

◎ 改正の主な内容

○ みのかも健康の森利用料金項目の追加（別表関係）

別表にワイヤー遊具利用料金の項目を追加します。

名 称	区 分	金 額
ワイヤー遊具	1回当たり	1,500円

◎ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

〔議第 14 号〕

美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：52頁】

◎ **改正の概要**

総合計画の策定に当たり、基本構想及び基本計画の策定及び改廃を議決すべき事件とすることで、市の将来像を描く長期ビジョンの位置づけを明確にするために条例を改正するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **総合計画の位置づけの明確化（第2条関係）**

第1号として「市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止すること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。」を追加します。

◎ **施行期日**

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

〔議第 15 号〕

美濃加茂市ふれあいサロンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

【議案書：53頁】

◎ **廃止の概要**

平成12年度に介護保険制度が始まった当初、制度利用の対象外とされた虚弱高齢者を対象に市独自事業として「生きがい活動支援通所事業」を始めると同時に、その拠点として「ふれあいサロン福寿草」を整備しました。

その後、平成26年度に介護保険法が改正され、新総合事業が始まったことで、生きがい活動支援通所事業利用者の多くが新総合事業の対象者と重複することとなったため、当該事業の見直しを協議した結果、当該事業の役割が終了したと判断しました。今後、市においても新総合事業の促進を図っていくため、平成30年度をもって当該事業を終了することとし、その拠点として整備した福寿草を処分することから、条例を廃止するものです。

◎ **施行期日**

この条例は、平成31年4月1日から施行します。